

東広島市高屋情報ラウンジ及び東広島市立高屋図書館の使用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和6年東広島市条例第42号。以下「ラウンジ条例」という。）第8条及び東広島市立図書館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第43号。以下「図書館条例」という。）第11条の規定に基づき、東広島市高屋情報ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）及び東広島市立高屋図書館（以下「図書館」という。）の使用に関し、使用形態、使用者の範囲、使用区分、申請手続、許可基準、及び遵守事項を定め、公平かつ円滑に運用することを目的とする。

(定義)

第2条 個人使用とは、ラウンジ条例第4条各号（第4号を除く。）、図書館条例第4条第6号から第8号まで及び第10号に規定する事業の目的並びに談話、休憩、待合を目的として施設等を不特定多数の利用者が使用することをいう。

2 指定管理者とは、東広島市立図書館及び東広島市高屋情報ラウンジの指定管理者として、指定された者をいう。

(根拠)

第3条 使用の許可は、ラウンジ条例第8条から第12条まで、図書館条例第9条から第12条まで、東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則（令和6年東広島市教育委員会規則第4号）第3条から第5条まで、東広島市立図書館管理運営規則（平成4年東広島市教育委員会規則第10号）第16条及び第17条並びに東広島市公有財産管理規則並びに東広島市公有財産管理規則（平成20年東広島市規則第16号）第22条から第33条の定めるところにより行うものとする。

第2章 使用の許可

(許可)

第4条 次の施設を特定の団体等が専ら使用する場合は、あらかじめ使用の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 図書館交流施設

(2) ラウンジ交流センター

2 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

(不許可事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。

(1) 営利活動、政治活動又は宗教活動のための使用

(2) 施設の設置目的及び事業に整合しないもの

(3) 本規程で定める回数制限を超えるもの

(4) 施設を著しく汚損するおそれがあり、かつ、適切な養生その他の措置を講じることが困難と認められる活動

(5) その他、管理運営上不相当と認めるもの

(使用の申請ができる者)

第6条 使用の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 国、県、及び地方公共団体

(2) 東広島市内に所在する教育機関及び保育施設

(3) 次のいずれかに該当する団体であって、次項に規定する登録を受けた者

ア ラウンジの設置目的及び事業に合致する活動を主たる目的とする団体であって、

高屋地域における地域課題の解決、交流の促進、学習又は地域活動の充実を目的とし、地域資源の活用、地域課題の解決又は住民同士の交流促進に資する活動を行う団体

イ 図書館の設置目的及び事業に合致する活動を主たる目的とする団体であって、東広島市内で読書活動を行うボランティア団体とする。

3 使用の団体に係る登録をしようとする者は、登録申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

4 団体登録に当たっては、規約、組織体制及び活動計画によりその要件を審査し、登録することが適当であると認めたときは、登録通知書（別記様式第2号）を申請した者に交付するものとする。

5 登録の有効期間、更新及び取消しの手続は指定管理者が別に定める。
（登録の取消し）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消し、又は一定期間の申請を停止することがある。

(1) 本規程又は許可条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請を行ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。

（優先順位）

第8条 使用の日程調整においては、次の順で優先する。

(1) 東広島市若しくは東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は指定管理者が主催する事業

(2) 公共又は公共的団体の事業

(3) 登録団体（第6条第4項の規定により登録を受けた団体をいう。）の事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当と認めるもの

第3章 使用区分と基準

（使用区分）

第9条 施設を使用する場合における使用の単位及び使用期間の上限は、次に掲げる表のとおりとする。

区分	使用の単位	使用期間の上限
展示使用	1週間	4週間
部分使用	1時間	9時間
上映催事使用	1時間	9時間
全体使用	1日	2日

備考

1 展示使用とは、個人使用に干渉せず、ピクチャーレールへの掲示等のために占有使用することをいう。

2 部分使用とは、ラウンジ及び図書館の機能が確保された状態で、施設の一部を使用することをいう。

3 上映催事使用とは、図書館の設置目的及び事業の内容を勘案し適切と認める範囲内において、スクリーンの使用、閲覧席什器の配置変更、その他図書館機能を制限する形態で使用することをいう。

4 全体使用とは、ラウンジ及び図書館の設置目的及び事業の内容を勘案し適切と認める範囲内において、これらの施設の機能を制限し、一体的に使用することをいう。

2 施設を使用しようとする者は、使用を開始する前に、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下「事前周知期間」という。）前に、施設の使用に関し事

前の周知を図らなければならない。

- (1) 部分使用 2週間
- (2) 上映催事使用 1月
- (3) 全体使用 1月

- 3 同一の申請者については、各月1回を限度として、使用を認めることができるものとする。
- 4 図書館利用者の学習環境及びラウンジ利用者の待合環境を確保するため、平日の午後4時から午後6時までの間は、原則、部分使用、上映催事使用及び全体使用を許可しないものとする。ただし、指定管理者が管理運営上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- 5 前項に定めるもののほか、上映催事使用及び全体使用については、毎年12月1日から翌年1月31日までの期間は、近隣の中学校又は高等学校において入学試験その他これに準ずる重要な試験に係る学習環境の確保のため、許可しないものとする。ただし、指定管理者が管理運営上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、ラウンジがJR西高屋駅の待合室機能を兼ねていることに配慮し、待合利用に供する座席の確保と、混雑時間帯に配慮した使用計画とするよう、施設の使用者に使用の変更を求めることができることとする。
- 7 全体使用については、指定管理者の年間事業計画に掲載された事業に限るものとする。
- 8 第1項及び第3項の規定にかかわらず、指定管理者が、運営上必要性和認め、他の使用者の使用機会を損なうこととなるおそれがない場合には、制限回数及び使用上限を超過しての占用使用を許可することができることとする。

第4章 特則

(時間外の使用)

- 第10条 ラウンジの開館時間以外の使用に係る申請を行うとする場合には、使用区分にかかわらず公有財産管理規則による行政財産使用許可を要するため、当該使用に係る申請をしようとする者は、教育委員会と事前に協議しなければならない。

(非営利の販売行為)

- 第11条 非営利の販売行為を伴う使用は、ラウンジ又は図書館の設置目的及び事業に合致する活動に限り認めるものとする。
- 2 前項に規定する使用に係る申請をしようとする者は、事前に教育委員会と協議しなければならない。
- 3 第1項の非営利の販売行為を伴う使用に係る使用料は、無料とする。

(年齢区分作品の取扱い)

- 第12条 年齢区分又は年齢制限のある作品を取扱う使用は、原則として許可しない。ただし、当該作品を取り扱うことが施設の設置目的及び事業に照らして妥当であり、かつ、年齢確認、保護者への周知その他必要な配慮が講じられると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

第5章 申請・変更・取消

(申請方法)

- 第13条 使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書(別記様式第3号)に使用計画書(別記様式第4号)を添えて、使用しようとする日の6か月前の日の属する月の初日から事前周知期間から起算して3週間前までに指定管理者に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する者は、使用の目的に展示行為が含まれている場合にあっては掲示物の寸法及び点数を、映像又は音響を伴う場合にあっては著作権処理状況を、使用計画書に明記しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請があった場合は、指定管理者はその内容を審査し、使用するこ

とが適当であると認めたときは、使用許可書（別記様式第5号）を申請した者に交付するものとする。

（許可の変更等）

第14条 許可後に申請の内容を変更又は中止する場合は、変更・中止申請書（別記様式第3号）を速やかに提出しなければならない。

2 無断での変更又は不使用が判明した場合は、以後の使用を許可しない場合がある。

3 第1項の申請があった場合において、その変更又は中止を許可したときは、変更・中止許可書（別記様式第5号）を申請した者に交付するものとする。

（許可の取消し）

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し、又は使用停止を命ずることができるものとする。

(1) この規程の規定又は許可条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正があったとき。

(3) 災害、施設故障、感染症対応その他やむを得ない事由により管理運営上支障が生じたとき。

（周知協力）

第16条 部分使用、上映催事使用及び全体使用の利用者（第13条第3項の規定により使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、指定期日までに周知に必要な掲示物原稿を提出するものとする。なお、館内サイネージへの掲出は指定管理者が行う。

2 指定管理者は、使用者の使用開始前に、その旨を館内に放送し、周知と誘導に協力するものとする。

3 使用者は、当日の案内表示、来場者導線確保及び混雑緩和に必要な措置を講じなければならない。

第6章 遵守事項

（施設の管理規定）

第17条 ラウンジにおいては飲食の持ち込みを、図書館においては蓋付飲料のみ持ち込みを認めることとする。ただし、使用に際して、別に教育委員会が許可した場合は、この限りではない。

2 使用者は、騒音、振動、強い光の発生等、他の利用者に著しい支障を及ぼす行為は行うことができない。

3 使用者は、掲示、設営、配線は現状復旧を前提とし、退去時に清掃及び原状回復を行うものとする。ただし、テープ類の使用は指定管理者の許可を得たものに限る。

4 使用者は、避難経路、非常口の確保及び定格容量内での電源使用に努め、安全管理を徹底しなければならない。

5 使用者は、著作権、肖像権、個人情報保護その他関係法令を遵守することとし、必要な権利処理は使用者の責任で行うものとする。

6 ラウンジはJR西高屋駅の待合室機能も兼ねていることから、事故等によるJR運休時その他の場合において、指定管理者は、使用者に対し速やかな撤去または中断を求めることができる。

（設備等の取扱い）

第18条 機器及び備品の使用は、事前に施設の使用の申請と併せて申請しなければならない。

2 机、書架、その他の備品の配置を変更する場合は、使用者の責任で個人使用者の導線と駅の待合室として必要な席を確保し、及び設営・撤去を行うものとする。

3 指定管理者は、設備の操作に協力するものとする。

（損害賠償等）

第19条 自己の責めに帰すべき事由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は破損した

ときは、使用者の責任においてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 ラウンジ又は図書館の使用において生じた事故、盗難、その他の損害については、教育委員又は指定管理者の責めに帰すべき事由に基づくものを除き、教育委員会及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

第7章 雑則

(個人情報の取扱い)

第20条 申請に係る個人情報は、使用の許可審査、連絡及び管理の目的に限り取り扱う。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う取扱い)

第21条 指定管理者の指定が取り消された場合におけるこの規程の適用については、この規程の規定中「指定管理者」とあるのは「東広島市教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、東広島市教育委員会生涯学習課及び指定管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。